誓　　約　　書

朝倉市法定外公共物条例第４条の規定による法定外公共物工事許可の申請にあたり、次のとおり誓約します。

年　　月　　日

申請者　住所

　　　　　　　　　　　　氏名

１．工事完了後、道路等を構成する敷地、施設又は工作物は無償で市に引き継ぎます。なお、道路等公共用地内に私有物となる物件（排水管など）の埋設等がある場合には、道路法等に基づき占用手続きをします。

２．工事に着手する場合には、あらかじめ市長に届け出て必要な指示を受けて施工し、工事が完了した場合にも同様、届け出て完了検査を受けます。

３．工事の着手前に工事箇所の近隣者及び利害関係者の了解を得ておきます。

４．工事により第三者に損害を与え、又は紛争が生じた場合には、私の負担において損害を賠償し又は紛争を解決します。

５．工事の承認に係る事項を変更する場合には法定外公共物工事変更許可申請書を提出します。

６．許可書に記載されている事項又は許可条件に違反して許可を取り消され、道路等を原状に回復するよう指示を受けた場合には、速やかに原状に回復します。

７．工事の実施方法は、申請図書によるほか、市長の指示により行います。

８．工事中のわき水又はたまり水は、道路の構造に支障を及ぼさないよう路面外に排出します。

９．土砂の搬出又は搬入により路面を汚染した場合は、速やかに清掃します。

１０．工事により道路等を破損した場合には、市長に届け出て、その指示を受け申請者の負担において補修を行います。

１１．工事中の交通安全については、適切な措置を講じ、事故防止に万全を期します。

１２．工事の施工に起因して事故が発生した場合には、速やかに市長に届け出ます。

上記の事項を施工者として承諾しました。

年　　　月　　　日

施工者　住所

氏名